

別表第 2 (第 4 条関係)

工事項目	工事内容
建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）関連	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物として法令を遵守し竣工したものに対して、「建築物の耐震改修の促進に関する法律第 4 条第 1 項に規定する「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針」のうち同条第 2 項第 3 号の「（別添）建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、建築士が行った耐震診断により、所要の耐震性能を有するために必要とされる改修工事
既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）関連	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物として法令を遵守し竣工したものに対して、既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 3 項の建築住宅性能評価書を取得するために必要とされる改修工事
既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律関連	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物として法令を遵守し竣工したものに対して、既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）第 19 条第 2 号の保険契約が締結されていることを証する書類を取得するために必要とされる改修工事